平成２７年（フ）第５８３号
川崎市高津区坂戸３丁目10番５－104号　市営住宅
債務者　八十岡登美
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８９号
川崎市川崎区本町２丁目６番地７　ハーモニーレジデンス川崎　1002、前住所横浜市神奈川区西寺尾２丁目18番11号　ニッコーハイツ西寺尾203号
債務者　笠原　麻未
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６００号
川崎市多摩区南生田７丁目３番９号、前住所川崎市麻生区東百合丘３丁目９番９号　ソレイユ東百合ヶ丘　203
債務者　出口カザリナ
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目18番２－501号
債務者　鶴岡　裕也
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２０２号
神奈川県横須賀市津久井２丁目７番５号　サンハイツエムＣ－１
債務者　大石　　務
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７８号
新潟県三条市西大崎２丁目５番６号
債務者　中澤　　弘
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１５７号
青森県黒石市美原町97番地57　パークヒルズ美原町103号
債務者　一戸　京子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１８６号
神奈川県三浦郡葉山町上山口3453番地　２Ｆ
債務者　金江　砂織（旧姓柴）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２０６号
神奈川県逗子市桜山５丁目10番Ｅ－32号
債務者　吉田　　進
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２０９号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目19番34号ディアネス清祥201
債務者　清家　　勉
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第５２３号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀254番地の６コーポ御庭平202
債務者　藤原　雅世
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５３２号
神奈川県伊勢原市池端197番地　ハイツフェアリーランドＡ102号
債務者　中原　裕也
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５４５号
神奈川県小田原市小竹815番地　橘団地313―1
債務者　大澤　禮子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４９３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津796番地の10
債務者　山下　清孝
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５２２号
神奈川県小田原市寿町１丁目10番17号
債務者　渡邉　　恵（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５３９号
神奈川県小田原市中村原711番地の１　ＤＵＰＬＥＸ　ＳＨＩＮＺＯ　Ｉ－101
債務者　國見　礼子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部